

平成 22 年第 2 回定例会

**生活文化環境森林常任委員会説明資料**

◎ 所管事項

1 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答について ······	1
2 「県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）」素案 (生活・文化部所管)について ······	3
3 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について (1) 三重県交通安全研修センター ······ (2) 三重県総合文化センター ······ (3) みえ県民交流センター ······	5 9 15
4 新県立博物館の整備について ······	19
5 緊急雇用対策事業等の取組状況について ······	別冊 4
6 人権が尊重される三重をつくる行動プランについて ······	23
7 三重県男女共同参画施策について ······	29
8 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」中間案について ······	35
9 大学設置費等補助金に係る財産処分の承認について ······	39
10 審議会等の審議状況について ······	41

別冊 1 県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）素案

施策および基本事業 生活・文化部関係抜粋版

別冊 2 県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）素案

数値目標一覧 生活・文化部関係抜粋版

別冊 3 新県立博物館（仮称）詳細設計〔展示〕最終報告

別冊 4 緊急雇用対策事業等の取組状況について

別冊 5 2010年度版 人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

別冊 6 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（素案）

別冊 7 第 2 次三重県男女共同参画基本計画（中間案）

別冊 8 三重県国際化推進指針（第一次改訂）（中間案）

平成 22 年 10 月 6 日

生 活 ・ 文 化 部

## 1 「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

生活文化環境森林常任委員会

重点的な取組	主担当部局名	委員会意見	回答
重点事業 くらし3 人命尊重の理念 に基づく交通事故のないまちづくり	生活・文化部	交通事故死者数に占める高齢者の割合が増加しているが、高齢であっても移動手段として自家用車を運転せざるを得ないという意見も多いことから、地域の実情も考慮しながら運転免許証の自主返納を促進する取組を進めるべきではないか。	高齢者の運転免許の自主返納については、2009年度に県・警察・運輸関係機関・市関係者等で構成する「自動車運転免許証自主返納研究会」を発足し、自主返納に関する諸問題について検討してきました。2010年度からは同研究会を発展的に解消して、三重県交通対策協議会に部会を設け、自主返納制度について継続して協議し、真に高齢者の交通事故防止に効果のある支援施策の検討を進めていきます。
		緊急に整備が必要となる信号機の整備率及び通学路における自転車・歩行者用照明灯の整備率の2010年度目標を100%としているが、地域住民や道路管理者からの設置要望の状況に対して100%の整備率の目標設定はありえないのではないか。	数値目標については、第二次戦略計画策定時の整備必要箇所調査結果に基づき、早急に整備が必要な箇所について、2007年度から2010年度の間で計画的に整備に努めることとしています。計画最終年度である2010年度に、当該期間の目標箇所の100%整備を目指しています。
舞台づくり 元気1 「文化と知的探求の拠点」連携・創造プログラム	生活・文化部	三重の文化を高めるため県内の博物館、美術館、図書館等が互いに連携し、県民に対して幅広く情報が提供できるように努められたい。	県の文化・生涯学習施設では、2008年度から定期的に「施設連絡会議」を開催し、情報共有を図っています。これにより、ある施設での催し物に合わせ、他の施設が関連した展示や講座を行うなど、連携した取組を進めています。また、ホームページ「三重の文化」の中で、県の文化・生涯学習施設の情報を一体的に提供しており、将来的には、さらに多くの資料・情報についても公開できるよう、データベース化を進めています。
舞台づくり 絆1 多文化共生社会へのステップアップ・プログラム	生活・文化部	言葉が通じないことによるコミュニケーション不足が大きな課題であり、多文化共生社会づくりを進めていく上で相互に文化の違いを理解して乗り越えていく必要がある。地域全体がそういう意識がもてるような啓発を進めていただきたい。	コミュニケーションを深め、相互の文化の違いを理解していくため、市町やNPO、企業と協働した多文化共生啓発イベントを開催しています。さらに、2010年1月から国際室に配置している多文化共生啓発員が、地域のイベントや市町の展示コーナーなどに赴き、啓発・PR活動を充実させています。

「『2010年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

生活文化環境森林常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
111	人権尊重社会の実現	生活・文化部	主指標である「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度」の目標値が低い数値で設定されているので、県民満足度の向上のため高い目標を検討してはどうか。	人権尊重社会を実現するには、啓発・教育をはじめとした基本的な取組を継続的に行い、地道に成果を重ねていく必要があります。そのため、当該数値目標の設定にあたっては、過去の一万人アンケート結果を踏まえ、これを着実に向上させていくことを目的として設定しています。
321	交通安全対策の推進	生活・文化部	多文化共生社会の観点から外国人に対する交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育を推進していただきたい。	日本における交通ルールとマナー理解してもらうため、特に、外国人の雇用、研修受入を行う企業や外国人学校等で、交通安全教育や広報啓発を推進しています。

## 2 「県民しあわせプラン第三次戦略計画(仮称)」素案(生活・文化部所管)について

### 施策・基本事業 見直し対比表

政策展開の基本方向(5つの柱)	政策	第二次戦略計画		第三次戦略計画(仮称)	
		施策・基本事業		施策・基本事業	
I 一人ひとりの思いを支える社会環境	1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現	111 人権尊重社会の実現 11101 人権が尊重されるまちづくりの推進 11102 人権啓発の推進 11103 人権教育の推進(教育委員会) 11104 人権擁護の推進		111 人権尊重社会の実現 11101 人権が尊重されるまちづくりの推進 11102 人権啓発の推進 11103 人権教育の推進(教育委員会) 11104 人権擁護の推進	
	112 男女共同参画社会の実現 11201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 11202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 11203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 11204 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組(健康福祉部)		112 男女共同参画社会の実現 11201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 11202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 11203 働く場における男女共同参画の推進 11204 家庭・地域における男女共同参画の推進 11205 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組(健康福祉部)		
	2 豊かな個性を育む人づくりの推進 121 生涯学習の推進 12101 生涯学習環境の整備 12102 地域と連携した生涯学習の充実(教育委員会) 12103 家庭の教育力の充実(健康福祉部)		121 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり 12101 学びあう場の充実 12102 地域と連携した社会教育の推進(教育委員会)		▶ 施策123「子どもの育ちを支える地域づくり」(健康福祉部)へ
	3 文化・スポーツを通じた自己実現 131 文化にふれ親しむことができる環境づくり 13101 文化芸術の裾野の拡大と頂点の伸長 13102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用(教育委員会) 13103 埋蔵文化財の保存・継承・活用(教育委員会) 13104 文化芸術を通じた他地域、他分野との連携・交流と発信 13105 文化芸術活動支援のための体制整備		131 文化にふれ親しむことができる環境づくり 13101 文化とふれ親しみ創造する機会の充実 13102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用(教育委員会)		
II ぐ環境安心づくりをく支えと元雇用な・産就業	1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進 211 地域の実情に応じた多様な雇用支援 21101 若年者の雇用支援 21102 高年齢者、障がい者等の雇用支援 21103 雇用施策の地域展開		211 地域の実情に応じた多様な雇用支援 21101 若年者の雇用支援 21102 障がい者、高年齢者等の雇用支援 21103 雇用施策の地域展開		
	212 職業能力の開発と勤労者生活の支援 21201 多様な職業能力開発の推進と技能の継承 21202 いきいきと働くことができる就労環境等の整備		212 職業能力の開発と勤労者生活の支援 21201 多様な職業能力開発への支援と技能の継承 21202 いきいきと働くことができる就労環境等の整備		
III で安全なくらしがの確保と安心	2 安全な生活の確保 321 交通安全対策の推進 32101 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 32102 安全で快適な交通環境の整備(警察本部) 32103 交通秩序の維持(警察本部)		321 交通安全対策の推進 32101 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 32102 安全で快適な交通環境の整備(警察本部) 32103 交通秩序の維持(警察本部)		
	323 安全で安心できる消費生活の確保 32301 消費者の自立のための支援 32302 消費者被害の防止・救済		323 安全で安心できる消費生活の確保 32301 消費者の自立のための支援 32302 消費者被害の防止・救済 (新) 32303 連携で築く消費者の安全・安心		
V あ人と地るふるさと創りと魅力	1 多様な交流と連携の促進 511 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進 51101 多文化共生社会づくりの推進 51102 多様な資源を活用した国際貢献の推進 51103 県民主体の多様な国際交流活動への支援		511 多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進 51101 多文化共生社会づくりの推進 51102 多様な資源を活用した国際貢献の推進 51103 県民主体の多様な国際交流活動への支援		
	2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 521 NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の参画による地域社会づくりの推進 52101 NPOと行政との協働の推進 52102 県民の社会参画活動への支援		521 NPOの参画による地域社会づくりの推進 52101 県民の社会参画活動への支援 52102 NPOが活発に活動できる環境の充実 (新) 52103 NPOと多様な主体との協働の推進		



### 3-(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名： 生活・文化部

#### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水2566番地）
指定管理者の名称等	財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治（津市栄町1丁目954番地）
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ②三重県交通安全研修センター運営業務(研修、地域活動、情報提供・広報、調査研究等) ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務(危機管理、業務計画の確定、事業報告書の提出、他機関との連絡調整等) ④三重県交通安全研修センターの組織に関する事項(人員配置、人材育成等)

#### 2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		施設の維持管理については、各施設が常に快適に利用でき、安定した運営が保持できるよう努めるとともに、簡易な保守等については職員自身が実施するなどコスト削減に努めている。 また、交通安全教育の実施については、夜間研修の実施や交通安全学習フェスタの開催のほか、新しく、高齢者の交通事故発生状況を踏まえて「交通安全シルバーナイトスクール」を実施するなど、創意工夫を凝らした事業を開催しており、県民サービスの向上に結びついていると言える。
2 施設の利用状況	B		幼児から高齢者までの幅広い層に利用されており、それぞれの特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。また、遠隔地からの研修希望に対応するため、引き続き出前研修を実施しており、施設利用及び研修参加の促進に努めていると認められる。
3 成果目標及びその実績	B		平成21年度は、3項目すべての成果目標を達成している。 主要な成果目標であるセンター利用者数は、目標の40,000人を上回る41,411人となった。また、第2期指定管理から新しく取り入れた成果目標である指導者養成・資質向上事業受講者については592人と、目標数500人を大きく上回っている。 また、アンケートによる利用者満足度も95.76%と高い値となっており、利用者のニーズにあった効果的な交通安全教育を積極的に推進していると評価できる。

※「評価の項目」の県の評価：  
 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。  
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。  
 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	・第2期指定管理の初年である平成21年度は、成果目標である「センター利用者数(出前研修除く)」、「指導者養成・資質向上講座受講者数」、「利用者満足度」すべてにおいて目標を達成している。  ・特に、第2期(21年度)から新しく開始した指導者養成・資質向上事業については、地域や学校、事業所など日常生活に身近なところで交通安全学習を支援できる指導者を養成し、またその特性及び段階に応じてレベルアップを図るものであり、県内全域において交通安全教育を普及させていくために必要なものであるが、初年度で592人と、目標数500人を大きく上回ったことは、県内全域の交通安全教育のレベルアップに資するものと評価できる。  ・アンケートの実施により利用者の声を把握することに努めるとともに、外部の有識者等からなる「事業内容等評価検討委員会」や研修利用団体の代表を交えて交通安全教育の内容・手法について検討を行う「交通安全教育手法研究会」を開催し、その結果を業務改善やサービス向上に役立てている。  ・設備の老朽化が進む中、研修水準を維持するために日常点検を徹底するとともに、専門の業者に定期的な保守管理を委託するなど、適切な維持管理に努めている。  ・指定管理者が独自に設定している目標については、12項目中2項目の目標を達成することができなかつたが、アンケートによる利用者満足度は95.76%と高い評価を得ており、利用者のニーズに合致した内容の交通安全研修を提供できていると考えられる。
	以上のことから、指定管理者の努力により、県民にとって利用しやすい施設として適切な管理運営が行われていると評価できる。また、市町・学校・団体・職域等における交通安全指導者の養成・資質向上事業の実施により、市町が推進すべき交通安全教育活動を支援し、県内の交通安全教育の核として交通安全教育のレベルアップや交通安全意識の高揚を推進している。今後は、遠隔地からの利用促進を図るなど、さらなる利用者の拡大に取り組む必要がある。

# 指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称:財団法人三重県交通安全協会

## 1 管理業務の実施状況及び利用状況

### (1) 管理業務の実施状況

#### ①交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

##### ○交通安全に関する教育の実施

###### (1) 参加・体験・実践型の交通安全研修事業

- ・研修対象者別交通安全教育事業
- ・交通弱者に視点をおいた交通安全研修事業
- ・家族連れ等個人利用者の体験研修事業

###### (2) 指導者養成・資質向上事業

###### ・市町・学校・団体・職域等の交通安全指導者養成・資質向上事業

###### (3) 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業

- ・地域での出前型交通安全研修

###### ・地域交通安全啓発事業

###### ・交通安全各種県大会の支援

##### ○交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供

###### ・インターネット・ホームページを活用した情報発信等

###### ・機関紙を通じた情報発信

###### ・利用促進のための広報・PRの実施

###### ・各種交通安全イベントの開催

###### ・展示スペースを活用した交通安全情報の掲示、特設コーナーの設置

##### ○調査研究事業

###### ・交通安全対策に関する調査・研究

###### ・交通安全教育手法研究会の開催

###### ・交通事故等分析資料の収集と活用

##### ○事業評価

###### ・事業内容等評価検討委員会による評価検証

###### ・団体研修受講者及び一般来場者に対するアンケート

#### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

##### ・施設・設備関係

毎日、始業前点検及び打ち合わせを励行し、各施設が常に快適に使用でき、安定した運営が保持できるように努めた。また、専門の外部事業者との委託契約により定期的な保守管理を行った。

##### ・修繕関係

交通公園遊具の修繕、車両等研修用具のほか、スキッドコース(清掃保守点検により早期の修繕が必要と判断された部分)及び視聴覚機器の修繕等を実施した。

#### ③県施策への配慮に関する業務

##### ○人権尊重のための取組

特定の利用者が不快に感じたり不利益を被るような表現・行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体に障がいのある方や高齢者、外国人等の来場者へのサポート、セクハラや暴力、言葉の暴力等人格を無視する行為を許さない明るい職場環境の醸成に努めた。また、職員人権啓発研修会(講師:三重県人権・同和室職員)を実施し、職員の人権問題に関する意識の高揚を図った。

##### ○男女共同参画社会実現への取組

「事業内容等評価検討委員会」委員に女性委員(2名)を委嘱し、女性の視点からの意見の把握に努めた。また、女性の交通安全教育指導員3名を配置し、幼児・高齢者等に対するきめ細やかな女性の能力を發揮した研修の実施に努めた。

##### ○次世代育成支援対策への取組

子ども連れ利用者が親子で楽しく交通安全について学べるようきめ細かい対応に努めるとともに、交通安全アニメビデオの上映会を実施するなど、親子で利用しやすい環境づくりに努めた。

また、子どもを交通事故から守るため、保育園(所)、幼稚園、小学校等の団体研修や出前研修では、指導者向け研修や体系的な安全教育を行うとともに、親子三世代で参加できるイベント「楽しく学ぼう交通安全学習フェスタ」を開催した。さらに、アウトーリチ活動として、三重県が行う「みえ次世代育成ネットワーク 子育て応援! わくわくフェスタ」に参加し、子どもたちに対する交通安全の推進と啓発に努めた。

##### ○持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

団体研修の実施等に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境保護に対する意識の高揚とその実践に努めた。また、ごみの分別、再生紙の利用、コピーの両面印刷等、省資源化に取り組んだ。

##### ○ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組

中学生を対象とした団体研修実施時に、UDとバリアフリーの違いや、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性・公平性について確認してもらい、UDに対する周知と意識の高揚を図った。また、用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDの推進に取り組んだ。

#### ④情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県交通安全研修センターの管理に関する情報公開実施要領」を定め、情報公開実施の体制をとっている。(平成21年度中における開示請求はなし。)

個人情報保護についても、基本協定書別記4「個人情報の保護に関する事項」を遵守し対応している。これらの取組の一環として、三重県が行う実務研修に参加し、個人情報の取り扱い及び情報公開に対する理解と研鑽に努めている。

#### ⑤危機管理に関する業務

研修センター危機管理マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備するとともに、運転免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2)施設の利用状況

	平成21年度目標	平成21年度実績	達成率
センター利用者数(人)	40,000	41,411	103.5%
一般利用者数(人)	33,400	35,799	107.2%
団体利用者数(人)	6,100	5,020	82.3%
団体利用数(団体)	300	343	114.3%
指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	500	592	118.4%
地域活動事業(人)	5,600	23,342	416.8%
出前研修(人)	1,350	5,880	435.6%
地域啓発活動(人)	4,250	17,462	410.9%
地域活動事業回数(回)	36	93	258.3%
ホームページアクセス回数(回)	13,500	17,400	128.9%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の收支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	41,968,000	事業費	14,351,491
利用料金収入		管理費	29,082,915
その他の収入(過年度法人税等引当戻入収入等)	1,317,388	その他の支出	0
合計 (a)	43,285,388	合計 (b)	43,434,406
収支差額 (a)-(b)	△ 149,018		

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
<b>【成果目標】</b>					
(研修事業)					
センター利用者数(出前研修除く) (人)	40,000	41,411			
(指導者養成・資質向上事業)					
指導者養成・資質向上講座受講者 数(人)	500	592			
(その他)					
利用者満足度(%)	95	95.76			
<b>【※参考 指定管理者独自の数値目標】</b>					
成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
(研修事業)					
団体利用数(人)	6,100	5,020	高齢者・福祉団体等利用者 数(人)	550	792
(地域活動事業・出前研修)					
地域活動事業回数(回)	36	93			
(情報提供・広報PR事業)					
ホームページアクセス回数(回)	13,500	17,400	ホームページ更新回数(回)	10	10
広報誌発行回数(回)	4	4	施設を利用した県民へのPR 事業の実施回数(回)	2	4
(調査研究事業)					
交通事故情報等の収集・分析等を 行い、調査研究をする回数(回)	1	1	指導者研修追跡調査回数 (回)	1	0
(その他)					
利用後の意識の変化度(%)	98	98.0	三重県交通安全研修セン ター事業内容等評価検討委 員会(回)	1	1
交通安全教育手法研究会(回)	1	1			
今後の取組方針	成果目標については、3項目全てにおいて目標数値を達成した。指定管理者が独自に設定している目標については、12項目中2項目の目標を達成することができなかった。(※指導者研修追跡調査については、指導者養成・資質向上講座自体が21年度から始まったものであり、追跡調査は受講後一定期間経過後に実施しないと成果がでないと判断し、平成21年度は実施しなかったものである。) 今後、より充実した研修センターとするため、一層の改善策を重ね取り組んでいくこととい たしたい。				

## 5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コストの見直しを行い、経費削減に努めるとともに、保守管理委託費は見積もり合わせを行い、一層のサービス向上と効率的な運営、維持管理に努めた。</li> <li>○ 可能な限り簡易的な保守等については職員による実施に努め、来館者への遅滞のないサービスの提供と維持管理に努めた。</li> <li>○ 消耗品等の節減に努めるとともに、パブリシティ及びマスメディアを活用した効果的な広報PR・フェスタの実施運営・出前研修等、地域活動の積極的な展開を行った。</li> </ul>
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体研修の利用は概ね順調に行われているが、地域、利用団体に偏りがある。個人利用は、日曜日等は子ども連れ等で多くの利用があるが、平日の利用は少なく、免許取得・更新等の来館者・付添者に対し、研修センターの利用案内を配布し、施設利用の働きかけを実施した。</li> <li>○ 出前による研修の依頼要請には可能な限り全て対応するという姿勢で臨んでおり、遠隔地のため施設利用が困難である地域に対し、出前研修実施についての広報を行った結果、遠隔地での利用が増加してきている。</li> </ul>
3 成果目標及びその実績	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度は第2期指定管理の初年として指導者の育成に積極的に取り組むとともに、PR(アウトリーチ活動)、新たな研修への取組(各種機器の導入)に努め、成果目標については、すべて目標数値を上回り、目標を達成することができた。</li> </ul>

※評価の項目「1」の評価 :

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2期目の指定管理者制度の初年となる本年度は、新たな研修センターの取組をアピールすべく、パブリシティやマスメディアを活用した広報啓発を行うとともに、利用者サービスの向上に努めた。</li> <li>○ 経費の節減を意識した事業実施に努め、用紙のペーパーレス化や再利用等の徹底を図った。また本年度は、車両搭載型『ドライブレコーダー』及び展示スペースにおける『ドライブレコーダー』ディスプレイ機の導入、『幼児二人乗り自転車』の導入、『電動車いす』の導入を行い、改正道路交通法に対応した取組、高齢者をはじめとした歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全や地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修の実施と情報発信に努めた。</li> <li>○ 「セーフティプラザみえ交通安全学習フェスタ」、「交通安全夜間特別研修(交通安全ナイトスクール)」、そして高齢者の交通事故発生状況を踏まえての「交通安全シルバーナイトスクール」等を実施するとともに、幼稚園・小中学校・高等学校・高齢者(団体含む)・各地区交通安全協会等の協力の他、パブリシティを活用した集客・PRを行うなど、事業実施の創意工夫に努めた。</li> <li>○ 県民センターと連携しての「交通安全母の会研修」、学校の夏季休業期間中における「教職員を対象とした交通安全指導者研修」の他、津市が設置した交通安全教育推進組織である「津市交通安全教育プロバイダ(交通安全教育指導員)」に対する研修を実施するなど、様々な機会を通じて交通安全教育普及のための指導者養成に努めた。</li> <li>○ 外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を行うとともに、有識者や主要な利用団体代表を交えての「交通安全教育手法研究会」を開催し、交通安全教育の内容・手法についても検討を行った。これらの検証・検討結果については今後の事業改善に活かしていくこととしている。</li> </ul>
--------	---

### 3-(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名: 生活・文化部

#### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)
指定管理者の名称等	財団法人三重県文化振興事業団 理事長 飯田俊司 (津市一身田上津部田1234番地)
指定の期間	平成19年4月1日～平成22年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス ②文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、芸術文化に関する人材育成研修等) ③生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) ④男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) ⑤センターPR事業及び文化会館友の会事業等

#### 2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	A		アートミュージアムショップの直営化など不断の経営改善に努めている。また、利用者サービスの拡充や、各事業部門における積極的な事業展開により利用者・事業参加者満足度も高くなっている。
2 施設の利用状況	A		利用者のニーズに合わせた施設利用サービスの改善を積極的に図り、施設利用率が過去最高値を6年連続で更新していることは評価できる。
3 成果目標及びその実績	A		昨年度未達成であった来館者数、来館者アンケート満足度について目標値を達成することができたほか、施設利用率も過去最高値を連続更新している。一部未達成の項目もあったが、いずれも目標に対し95%以上の高い達成率となっている。

※「評価の項目」の県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとっての使いやすさを経営に反映させた結果、施設利用率が過去最高値を更新し、施設が有効に活用されている。ISO9001を導入しており、毎月の利用者や公演・講座参加者へのアンケート等により、利用者ニーズをきめ細やかに把握し、サービス改善につなげる姿勢が見られる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業部門においては、県民が望む公演や講座を実施する一方、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として望まれる普及・育成型事業、三重県らしさを重視した事業などを幅広く実施し、文化会館事業参加者満足度、生涯学習センター主催事業参加者数、男女共同参画センター主催事業参加者数などについて目標値を達成した。</li> <li>・各部門で積極的にボランティアを活用し、人数も年度末現在で209名と昨年度より31名増加した。取材ボランティアや生涯学習講師ボランティアなどは講座で学んだことを実践できる場を提供することで成果活用支援も行っている。</li> <li>・施設利用者への付帯サービス拡充、公演チケットの戦略的販売などによる自主財源の確保や経費節減に取り組み、収支は1,100万円ほどの黒字を達成した。</li> </ul> <p>以上のことから、三重県総合文化センターの管理者として適切な実績を残していると評価できる。なお、3期目の指定管理者として財団法人三重県文化振興事業団が引き続き三重県総合文化センターの管理を行うが、今後も、ますます多様化する利用者ニーズを適切に把握して具体的な事業に結びつけるとともに、文化と知的探求の拠点として、県内各施設とのさらなる連携を進められることを期待する。</p> <p>また、隣接地に新県立博物館が建設されることから、県と協力して建設工事等に関する諸調整及び利用者の利便性・安全性確保に努めるよう指定管理者へ要請ていきたい。</p>

# 指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称:財団法人三重県文化振興事業団

## 1 管理業務の実施状況及び利用状況

### (1) 管理業務の実施状況

#### ①三重県総合文化センター管理運営事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務をはじめ、施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習事業、男女共同参画事業を実施した。県立図書館を除く来館者数及びアンケート満足度は過去3年間で最高値(来館者数781,159人、満足度88.2%)となった。
- ・施設貸出サービスでは、チケット作成代行サービスの開始、セット割引の導入など積極的なルール・サービスの改善を図り、貸出施設の年間利用率は平成16年度以降6年連続で過去最高値を更新し、79.7%を記録した。
- ・文化会館事業では、ペルガモ・ドニゼッティ劇場「愛の妙薬」のオペラをはじめとする質の高い多様なジャンルの公演、文楽レクチャー講座や小学校でのダンスワークショップなどの活発な育成・普及事業、県民参加型の制作オペラをはじめとする創造事業等を積極的に展開し、15周年記念事業を含む過去最高となる53プログラムを実施した。経営に関する指標では長引く不況感と新型インフルエンザの影響により公演入場率76.1%、全体収支比率64.1%と目標値を割り込んだものの、参加者満足度では過去最高の95.0%を記録した。
- ・生涯学習事業では、ホームページや携帯サイトの運営・更新を行い、年間226,633件(過去最高値)のアクセスがあった学習情報の提供事業、三重のまなび2009キックオフ講演会「人間の覚悟(講師:五木寛之)」をはじめとする多様な学習機会の提供事業、利用者ニーズに対応した教育機器貸出サービスの提供事業、子どもたちに本物の文化芸術に触れる機会を提供する事業等を実施した。経営に関する指標では、幅広い世代に参加いただける事業展開を心掛け、主催事業参加者数が過去2番目の10,716名となる等の成果を収めた。
- ・男女共同参画事業では、ホームページの新規コンテンツの追加等を行い、年間32,201件のアクセスがあった情報提供事業、過去最高の参加者(2,013名)となった「フレンテまつり」や県内の男女共同参画センター(四日市、鈴鹿)及び5市(伊賀市、名張市、亀山市、伊勢市、志摩市)との連携映画祭、計57回で延べ3,161人が参加したフレンテトーク・出前フレンテなどのエンパワーメント事業、年間2,025件の相談事業等を実施した。経営に関する指標では、フォーラム基調講演における男性参加率が目標を上回る34%となる等の成果を収めた。
- ・物販サービスでは、アートミュージアムショップ販売を直営に変更し、新たな商品販売も検討してきた結果、前年度比140%の大額な売上増となった。来館者サービスでは、茶室を活用した週末の喫茶サービス等の充実、ISO9001による顧客アンケートや職員提案から、駐車場入口のカープミラー、トイレの人感センサーの設置等、管理者の裁量による改善・改修を積極的に実施した。

#### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・年間修繕費は約1,813万円と積極的な修繕を実施した。
- ・今後の修繕予定についても既に緊急性・重要性等を数値化した修繕計画を策定済みである。

#### ③県施策への配慮に関する業務

- ・意識や慣習による差別、物理的な障害のない社会を目指した人権尊重基本方針を策定しており、大ホール車いす席の優先発売等を実施した。また、職員の人権研修を実施した。
- ・男女の人権が尊重され、性別にかかわりなく個性や能力が発揮できる社会を目指した男女共同参画推進基本方針を策定しており、理事・評議員への女性登用(理事35%・評議員45%)、職員研修等を実施した。
- ・子育てに夢や希望が持て、働きやすい職場づくりを目指した次世代育成支援対策基本方針を策定しており、主催事業での託児サービス(60事業:子ども231人)等を実施した。
- ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組では、省エネ運用の徹底、グリーン購入やゴミ分別・持ち帰りの推進等を実施した。

#### ④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・県に準じた情報公開実施要項を平成12年度に制定している。なお、平成21年度の開示請求は1件(相談記録)であった。
- ・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないよう、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

#### ⑤その他の業務

特になし

## (2)施設の利用状況

利用実態に合わせた様々なルール・サービスの改善を行ってきた効果が経年とともに顕著に現れてきている。

	平成20年度実績	平成21年度実績	対前年度比
全館利用率	75.2%	79.7%	+4.5ポイント
全館利用者数	650,598人	781,159人	+130,561人
文化会館利用率	74.1%	78.1%	+4.0ポイント
文化会館利用者数	479,503人	587,100人	+107,597人
生涯学習センター利用率	81.8%	86.4%	+4.6ポイント
生涯学習センター利用者数	59,232人	66,508人	+7,276人
男女共同参画センター利用率	72.8%	78.0%	+5.2ポイント
男女共同参画センター利用者数	111,863人	127,551人	+15,688人

## 2 利用料金の収入の実績

・収入目標145,000千円以上に対し、平成21年度実績145,517千円(サービス料収入除く)と目標値を達成した。

	平成20年度実績	平成21年度実績	対前年度比
文化会館収入額	112,114,711	107,852,842	-4,261,869
生涯学習センター収入額	13,420,806	14,257,069	+836,263
男女共同参画センター収入額	20,485,708	23,407,429	+2,921,721
サービス料収入額	3,226,330	3,240,990	+14,660
全施設収入額合計	149,247,555	148,758,330	-489,225

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	772,767,000	事業費	248,465,422
利用料金収入	162,500,733	管理費	827,212,505
その他の収入	152,350,077	その他の支出	0
合計 (a)	1,087,617,810	合計 (b)	1,075,677,927
収支差額 (a)-(b)	11,939,883		

※参考

利用料金減免額

## 4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
<b>(総務部)</b>					
県立図書館を除く年間来館者数	670,000人	781,159人	来館者アンケート満足度 (8項目平均・4段階で3以上)	86.0%	88.2%
センターHPアクセス数(年間)	130,000件	162,040件			
<b>(施設利用サービスセンター)</b>					
施設利用率	73.0%	79.7%	利用満足度(4段階で4)	80.0%	83.3%
<b>(文化会館)</b>					
事業参加者満足度 (5段階で4以上)	94.0%	95.0%	公演事業入場率	80.0%	76.1%
文化事業全体収支比率	65.0%	64.1%			
<b>(生涯学習センター)</b>					
生涯学習情報提供システムへのア クセス数(年間)	140,000件	226,633件	主催事業参加者数	8,500人	10,716人
貸出教材・機材利用度	24.0%	21.1%	※貸出期間の変更によるカウント方式の変更あり(従前の方に換算す ると33.0%)		
<b>(男女共同参画センター)</b>					
主催事業参加者数	11,000人	14,802人	男女共同参画フォーラム男性参加 率	30.0%	34.0%
今後の取組方針					

## 5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	A	コスト減や収入増に努め、来館者サービスや各部門の事業展開を充実させた。また実績が評価され3期目の指定管理者として承認された。
2 施設の利用状況	A	新サービスの実施とともに、過去の様々なルール・サービスを行ってきた効果が経年とともに顕著に現れてきており、施設利用率は6年続けて過去最高値を更新し、79.7%を記録した。
3 成果目標及びその実績	A	15周年にあたり、公演や講座の企画の充実と積極的な広報により、図書館を除く来館者数が過去3年間で最高値を記録するなど、成果目標は概ね達成している。

※評価の項目「1」の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2期目の指定管理者として最終年度を迎えるにあたり、利用率が過去最高の79.7%を記録するなど、施設利用で実績を上げている。</li> <li>・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケート分析や職員提案により、利用者サービス向上に努めた。また、公演や講座等の参加者や貸出施設の利用者からも同マネジメントシステムによるアンケート分析を実施し、事業運営や企画に利用者の声を反映させるよう努力した。</li> <li>・文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センターの3事業部門においては、総事業費が減少する中、従来からの事業の質・量を維持しつつ、拠点機能を活かした出前連携事業や、総合文化センター全体事業やレクチャー講座などの総合性を発揮した部門連携事業を積極的に展開した。</li> <li>・施設運営においては、地域・県民と共に歩む施設づくりを目指し、ボランティアとの協働を継続したほか、企業協賛会員の入会を積極的に勧説した。</li> <li>・施設の維持管理業務においては、ランニングコストの削減を図りつつ、積極的な修繕を実施し、長期ビジョンに立った施設の良好な維持に努めている。</li> <li>・危機管理体制においても、消防訓練をはじめとする危機管理マニュアルの実動訓練を実施する等、万全の体制整備に努めている。</li> <li>・今後の課題・検討事項としては、新博物館建設工事にともなう駐車場の減少である。</li> </ul>
--------	---

# 指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：生活・文化部

## 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)
指定管理者の名称等	財団法人三重県文化振興事業団 理事長 飯田俊司 (津市一身田上津部田1234番地)
指定の期間	平成19年4月1日～平成22年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス ②文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、芸術文化に関する人材育成研修等) ③生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) ④男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) ⑤センターPR事業及び文化会館友の会事業等

## 2 管理業務の実施状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H19	A		施設維持管理の委託業務見直し等によるコスト減や貸館の付帯サービス拡充・アートミュージアム・ショップ直営化による経営改善など収入増に努めた。また、レストラン・売店のリニューアルなどの来館者サービスや施設のインターネット予約導入などの利用者サービス向上の積極的な取組を行うとともに、これまでのセンター運営で蓄積された専門性・ノウハウ・スキルを活かし各部門での事業展開を充実させた。危機管理体制ではマニュアルの見直しや訓練が成果をあげ、大きな地震等にも混乱なく適切に対応できた。築15年を迎えた施設のメンテナンスを計画的に実施し、予防保全にも力を入れている。
H20	B	+	
H21	A		

## 3 施設の利用状況

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
H19	A		多様化する利用者ニーズに対応するため、会議室等への無線LANの常設、リハーサル室の24時間利用、施設・チケットのインターネット予約システム導入、利用料金のクレジットカード決済導入など、利用しやすいルールづくりに取り組むとともに、レストラン・売店のリニューアル、季節に応じたオリジナルイベントなど魅力ある施設づくりに取り組んだ結果、前指定管理期間に達成した施設利用率をさらに向上させたほか、施設利用者数も順調に推移している。
H20	A		
H21	A		これは、職員全員が常に改善の意識を持ちながら、利用者ニーズやアンケート結果等の的確な分析を行ったうえで導入したサービス向上策が実を結んだ結果であり、県民に身近な利用しやすい施設になっていると高く評価できる。

## 4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	2,332,367,000	事業費	707,572,406
利用料金収入	464,360,117	管理費	2,530,772,523
その他の収入	497,116,896	その他の支出	15,000,000
合計 (a)	3,293,844,013	合計 (b)	3,253,344,929
収支差額 (a)-(b)	40,499,084		

※参考

利用料金減免額	
---------	--

## 5 成果目標及びその実績

指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績				
		成果目標項目	目標値	H19実績値	H20実績値	H21実績値
H19	B	来館者数(図書館来館者を除く。)	650,000人から毎年1万人増	647,195人	650,598人	781,159人
		来館者アンケート満足度(4段階で3以上)	86%	85.7%	85.6%	88.2%
		センターHPアクセス数(年間)	120,000件から毎年5,000件増	177,900件	177,874件	162,040件
		施設利用率	71%から毎年1%増	73.8%	75.2%	79.7%
H20	B	施設貸出サービス利用者満足度(4段階で4以上)	80%	83.2%	82.7%	83.3%
		文化会館事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	94%	93.8%	93.1%	95.0%
		文化事業公演事業入場率	80%	84.3%	90.6%	76.1%
		文化事業全体収支比率	65%	75.0%	80.7%	64.1%
H21	A	生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	140,000件	178,270件	190,421件	226,633件
		生涯学習センター主催事業参加者数	8,300人から毎年100人増	9,010人	12,093人	10,716人
		生涯学習センター貸出教材・機材利用率※1	22%から毎年1%増	24.8%	19.1%(29.3%)	21.1%(33.0%)
		男女共同参画センター主催事業参加者数	10,000人から毎年500人増	11,841人	13,621人	14,802人
		男女共同参画フォーラム男性参加率	30%	42.0%	41.0%	34.0%

### 全期間におけるコメント

※1 H19年度より貸出期間の変更によるカウント方式の変更あり(括弧書きは当初の方式に換算した数値)

公演や講座の企画の充実と積極的な広報により、成果目標は概ね達成している。未達成の項目についても要因分析を行い改善に努め、1年目・2年目は未達成であった来館者数及び来館者アンケート満足度については、3年目には目標値を達成することができた。

## 6 総括コメント

- ・会議室等への無線LANの常設、リハーサル室の24時間利用、貸館利用受付窓口の営業時間延長、施設・チケットのインターネット予約システム導入、クレジットカードによる利用料金の納入などの取組により、県民サービスが大いに向上している。
- ・県民や県内市町及び関係団体との連携により、ボランティアの活用支援、出前事業など、過去のセンター運営で蓄積されたノウハウ・スキルを活かした事業展開を積極的に行つた。
- ・危機管理マニュアルを作成し、火事や地震をはじめとする訓練を行い、災害時にも迅速な対応を行つた。新型インフルエンザに対する対応も県と協力のうえ適切に対処した。
- ・施設の維持管理にかかる委託業務の見直しによるコスト削減や、レストラン・売店のリニューアル、アートミュージアムショップの直営化などの経営改善を行つた。
- ・築15年を経過した施設の老朽化に対応できるよう日頃のメンテナンスにも力を入れ、計画的に修繕を行つてゐる。

以上のことから、蓄積されたノウハウ・スキルを充分に発揮した管理運営・事業展開により、総合文化センターが利用者にとってより使いやすい施設として管理されてきたものと評価する。

なお、平成22年度から3期目の指定管理者に指定されていることから、引き続き県との信頼関係を保ちながら総合文化センターのより良い活用に努めていくことが期待される。また、今後、隣接地に新県立博物館が建設されることから、県と協力して建設工事に伴う諸調整や利用者の利便性・安全性確保に努めることが求められる。

「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 業務計画を順調に実施している。

「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。

「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」 → 当初の目標を達成している。

「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

※ 県の評価

### 3-(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成21年度分)

施設所管部名:生活・文化部

#### 1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター (津市羽所町700番地アスト津3階)
指定管理者の名称等	みえNPOセンター・ワーカーズコープ グループ代表者 特定非営利活動法人 みえNPOセンター (津市一志町高野160番地514)
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

#### 2 施設設置者としての県の評価

評価の項目	指定管理者の自己評価	県の評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B		○みえ県民交流センターの総合案内としての役割を充分に果たすとともに、良好な施設利用環境を維持している。また、イベント情報チラシや助成金情報、新聞記事の掲示を常時更新するなど、市民活動情報をわかりやすく発信しており、施設の利用促進に繋がっている。 ○ホームページの管理、情報誌の発行を定期的に行い、各種セミナーやイベントを確実に実施するとともに、地域のNPO支援組織と連携した事業を実施することにより、県域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B		○広報等に関するセミナーや国際交流フェスティバル等のイベントを開催したことにより、多くのセンター来館者を得て、利用団体数についても過去5年で最多を記録した。このことは、市民活動の促進及び国際化の推進だけでなく、施設の利用促進にも大きく貢献した結果である。 ○良好な施設利用環境の提供や、市民活動及び国際化に関する情報の提供、また民間の柔軟な発想による独自の提案事業の実施は、施設の利用価値を高めて、県民サービスの向上に寄与したものとして評価する。
3 成果目標及びその実績	B		○成果目標に対して、全項目とも目標値を上回る実績を残した。 ○特に、センターが把握する県内の市民活動団体数が大幅に増加したことには、地域のNPO支援組織との連携が進んだ結果と考えられる。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価 : 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括コメント	<p>○各種セミナーやイベントの開催、日常の施設管理、団体利用の促進活動、また、独自提案事業の実施など、着実にセンターの運営を実施し、成果目標であるセンター来館者数60,000人を達成した。また、センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数、ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数の成果目標に対しても、地域のNPO支援組織と連携を図り、県域の市民活動センターとしての役割を果たしたものと評価できる。</p> <p>○来館者アンケートの実施や意見箱の設置により利用者ニーズの把握に努め、意見に対しては、対処方法をセンター内に掲示するなど、センターの設置目的に沿って県民の平等な利用が促進されるよう適切な運営に努めている。</p> <p>○大規模災害発生時に、センター内に設置が予定される「みえ災害ボランティア支援センター」に、センターの指定管理者として全面協力できるよう、計画策定の検討会に参加し、災害ボランティア支援にも積極的に関わる姿勢が見られる。</p> <p>○今後は、県民の自発的な社会貢献活動の促進や国際化の推進のため、地域のNPO支援組織との連携をさらに強化し、市民活動を支援する県域の市民活動センターとしての役割を一層發揮していくよう期待する。</p>
--------	---

# 指定管理者事業報告書(平成21年度分)

指定管理者の名称:みえNPOセンター・ワーカーズコープ

## 1 管理業務の実施状況及び利用状況

### (1) 管理業務の実施状況

#### ①センター管理運営事業の実施に関する業務

- センターの総合案内の役割を担うとともに、視察・見学への対応、NPOやボランティアに関する講座開設、市民活動団体情報の管理、新聞記事の掲示等を行った。
- 市民活動促進および国際化を促進するために、各種セミナーやイベントを12件実施し、1,024名の参加者があつた。
- ハイチ大地震被災地支援募金やチリ大地震被災地支援チャリティカフェの実施を通して、被災地での支援活動に実績がある団体を通じて支援するとともに、被災地への関心を喚起し、国際貢献意識を啓発することができた。また、センターの存在価値やチャリティへの取り組みへの意義を知ってもらうことができた。
- 市民活動に関する情報を発信するために、ホームページを運営し、「市民活動・ボランティアニュース」を月1回(各10,000部)発行し、県内の市民活動団体の情報を発信するとともに、助成金情報などを発信することによって、県内の各団体の活動促進に貢献できた。
- 県内のNPO支援組織が連携交流し、地域のNPO活動が活発になるための支援に関する勉強会等を実施した。「中間支援組織担当者協働勉強会」は、4回開催した(参加46人)。「市民活動団体情報のデータベース化事業」は、県内各連携・協力団体の協力により、年度末には2,205団体の情報が集まり、ホームページへ掲載した。「市民活動(支援)センター情報交換会」は3回開催し、延べ62人の参加を得た。
- 交流スペースAやミーティングルームの利用は、806件あり、備品機材の利用は1,693件あつた。

#### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- 利用者が気持ちよく利用できるように、机いすなどの整理、機材等の日常的な点検、館内の温度管理などの環境整備、人目につきにくい場所やトイレなどの安全対策に重点をおき、施設の適切な管理および維持に努めた。
- 利用者からの意見により、交流スペースのいすを30脚クリーニングし、清潔な状態で貸し出しできるようにした。
- 男子トイレのトイレットペーパーホルダーが壁ごと外されたり、フラッシュボタンが壊されたため、修理を行った。

#### ③県施策への配慮に関する業務

- 三重県生活・文化部職員人権研修に参加し、人権問題に対する正しい理解と認識を深めた。
- 性別にとらわれない業務分担をすることによって、各人の個性や能力が十分発揮できるよう配慮した。また、フレキシブルな勤務体制を取り入れ、だれもが働きやすい環境を整えた。
- 環境ISO14001の取組について学び、グリーン購入、節電、リサイクルなど環境に配慮した取り組みを行った。
- 外国人にもわかるような多言語表示や、センター内に車椅子を設置し体の不自由な方への配慮をした。
- 親子で参加できる事業を新たに計画し、次世代育成と新たな利用者層の開拓をした。
- 大規模災害発生時に、みえ県民交流センター内に設置される「みえ災害ボランティア支援センター」に全面的協力ができるよう、計画策定にむけた検討会に参加した。また、災害及び事故等の不測の事態に備えて、センターに設置されているAEDを確実に操作するための研修を受けた。

#### ④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「みえ県民交流センターの管理に関する情報公開実施要領」を整備し、確実に対応できる体制を作った。平成21年度は開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報が保護されるよう配慮した。

#### ⑤その他の業務

特になし。

### (2) 施設の利用状況

#### みえ県民交流センター(指定管理対象施設のみ)の利用者数

- ・目標 60,000人
- ・実績 63,027人

#### 施設別実績内訳

みえ市民活動ボランティアセンター	63,027人	旅券センター	25,367人
〔 交流スペース・ミーティングルーム他	60,758人	おしごと広場	30,172人
イベント情報コーナー	2,269人	三重県若者自立支援センター	1,126人
		若者就業サポートステーションみえ	2,246人

## 2 利用料金の収入の実績

	平成20年度実績	平成21年度実績
利用料金収入額	—	2,793,500円

## 3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	28,410,000	事業費	20,752,576
利用料収入	2,793,500	管理費	5,248,888
事業収入	503,700	人件費	5,712,255
雑収入	1,010	予備費	0
合計 (a)	31,708,210	合計 (b)	31,713,719
収支差額 (a)-(b)	△ 5,509		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

## 4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 60,000人／年</li> <li>・センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数 100団体／年</li> <li>・ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数 100人／年</li> </ul>
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター来館者数（指定管理対象施設への来館者に限る） 63,027人／年</li> <li>・センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数 274団体／年</li> <li>・ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数 139人／年</li> </ul>
今後の取組方針	<p>○成果指標の目標数は達成することができた。</p> <p>○センター来館者数は、利用促進のための独自提案事業（施設や備品等の利用に応じてたまるポイント制度の導入・安価な価格でのコーヒーサービスの実施）による効果が高かったと考えられるため、今後も引き続きサービス向上のために実施し、事業の拡大や新たな事業の開拓をしていきたい。また、整理整頓、点検により、来館者にとって快適な空間を維持するよう努める。</p> <p>○センターが把握する県内のNPO（ボランティア団体・市民活動団体）の増加数は、引き続き関係機関との連携を図って、更新および更新情報の共有を隨時行いつつ、各団体へのアンケート調査を実施するなど、新たな情報の収集に努める。</p> <p>○シンポジウム及びセミナーの開催、国際交流フェスティバルの開催、企業との協働の企画、NPOよろず相談、市民活動団体の資金作りを支援する企画などに取り組んでいくほか、ホームページのリニューアル、「市民活動ボランティア・ニュース」をゼロベースからの企画の練り直しを図る。</p> <p>○NPO支援のネットワークにおける中核的な機能を担う地域の人材を育成することが重要であるため、今後は市町のNPO支援組織等と連携して、地域の実情を踏まえた人材育成講座等を実施していく。</p>

## 5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について1年を通して良好な状態で管理できた。危機管理体制、安全面、個人情報管理面でも支障なく運営することができた。</li> <li>○センターの運営業務に関しての施設の利用については、アスト津3階の県施設の総合案内としての役割を充分に果たすことができた。また、センターの機器、備品、図書、情報等、日常の管理業務に関しても、内容を充実させることができた。</li> <li>○利用料金の徴収を今年度初めて導入し、市民活動団体の利用を促進しながら企業の利用に道を開いた。センターの収入を大きく増やすことを実現し(約280万円)、業務を大きく充実させることができた。</li> <li>○市民活動促進および国際化の推進に関しては、NPOの特性を活かし、NPO・市民活動団体と連携し12の自主企画を実施した。</li> <li>○情報の受発信に関しては、ホームページ及び市民活動・ボランティアニュースの発行を通して多くの県民に発信することができた。ただ、一般県民の方への情報発信、市民活動等の理解促進には、つながりにくかった。</li> <li>○地域のNPO支援組織との連携は、市民活動団体のデータベース化の協力連携を17団体から49団体へ大きく伸ばすことができた。ただ、情報交換会や、協働勉強会への市町担当者や各地域の市民活動(支援)センター等の一定の参加はあったものの、各地域組織の課題を掘り下げるまでには至らなかった。</li> </ul>
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者、団体の方にミーティングルームよりも交流スペースへの利用を促進している関係上、施設の稼働率を一概に計ることができない。</li> <li>○利用者サービスにつながる独自の提案(施設や備品等(コピー機除く)の利用に応じてたまるポイント制度の導入、安価な価格でのコーヒーサービスの実施、スタッフ研修)を実行した結果、利用団体数、利用登録数が大きく伸びた。また、スタッフ研修は、スタッフの管理運営に必要な知識と技術の習得と職務への意識向上につながった。</li> <li>○企業の利用は5件未満と伸びなかつたが、市民活動団体等の利用団体数は年間3,745団体と大きく伸び、過去5年で最も多くなっている。県域のセンターである特性を考えると、近隣の利用者ばかりではなく、団体利用を通した施設の利用を今後も伸ばしていく必要がある。</li> </ul>
3 成果目標及びその実績	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成果目標であるセンター来館者は、後半はイベントの開催等を通した団体の利用促進などを行うことにより、利用者を大幅に伸ばして63,027人となり、目標値の年間60,000人を越えることができた。</li> <li>○センターが把握する県内のNPOの増加数は274団体となり、目標の100団体を大きく超えることができた。</li> <li>○ネットワークに参加しているNPO支援組織が行う人材育成数は、目標数100人に対して139人達成できた。しかしながら、今年度は地域のNPO支援組織と連携して企画していくことができず、間接的な支援にとどまった。</li> </ul>

※評価の項目「1」の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>全体を総括すると、指定管理1年目としては、管理運営面においては、今まで県直営のサービスを低下させず、着実に実績を上げることができたといえる。</p> <p>来館者アンケートの実施やご意見箱の設置によって利用者ニーズを把握し、また、危機管理マニュアルの作成や緊急事態を想定した避難誘導訓練を実施したことは、来館者の立場にたった運営ができたものと考える。</p> <p>しかし、NPOならではの柔軟性やネットワークを活かすことは充分ではなかった。特に、地域のNPO支援に関わる団体とのネットワーク・連携強化、行政等との新たな協働の推進、NPOセンター等を担う人材育成など課題は多い。来年度は、全国的な情報をいち早く取り入れ、センターに留まらずに他地域へ出掛けていくことで、地域の課題に応じた支援を積極的に展開していく。三重県内のNPO・市民活動団体の主体的的力量アップ、NPO支援組織の力量アップ、ネットワーク強化、市民活動支援の強化を図っていきたい。</p>
--------	---

## 4 新県立博物館の整備について

### 1 平成 22 年度のスケジュール

平成 22 年 10 月 展示設計完成  
11 月 第 2 回定例会 11 月会議  
(土地取得契約及び建築工事契約議案上程)  
平成 23 年 1 月 建築工事着手予定

### 2 展示詳細設計最終報告の概要

※詳細は、別冊 3 「新県立博物館(仮称)詳細設計〔展示〕最終報告」のとおり

### 3 「新県立博物館事業実施方針」の推進

#### (1) 運営方針について

運営方針については、博物館活動についての各方針との関わりが強いことから、活動と運営にかかる各方針の検討内容や時期を整理しました。その上で、互いに関連づけながら、平成 22 年度から 24 年度までの間に各方針の検討を進め、平成 25 年度に最終的に「新博物館の活動と運営の方針(仮称)」として集大成することとしました。

※詳細は、別紙のとおり

#### (2) 博物館活動(調査研究、収集保存、活用発信)の構築に向けた取組

新県立博物館の開館に向けて必要となる取組のうち、ソフト面の取組については、具体的な道筋とスケジュールを示した「新県立博物館事業実施方針」(平成 21 年 3 月作成)(以下「事業実施方針」という。)に基づき、「ともに考え、活動し、成長する博物館」の実現に向けた取組を推進しています。

平成 22 年度の主な取組としては、文化庁の支援を受けた「新博ティーンズプロジェクト」、「博物館きわめるプロジェクト」など、子どもが主体となった展示交流会、ワークショップ、こども会議の開催などの取組を進めています。あわせて、子どもが主役の博物館づくりを県内博物館とともに考える研究フォーラムや、三重大学との連携による博学連携シンポジウムや展示構築の基礎となる共同研究を進めています。

## 4 附帯決議への対応

### ① 広聴広報活動の推進

引き続き、多様な機会を活用した意見交換などの広聴広報活動を進めるとともに、市町や県内の様々な団体の機関誌、広報紙をはじめ、多様な媒体を活用して博物館整備の認知度向上のための積極的な活動に取り

組んでいます。

平成 22 年度は、認知度向上キャンペーンの場所を、博物館、美術館などの公共施設、スーパーや駅など公共施設から、大規模なテーマパークでの広報に広げて、これまであまり関心のなかった層へも理解の輪を広げています。

② 県総合文化センターとの連携による相互機能の向上のための検討

県総合文化センターとの連携による相互機能の向上のための方策等について、協議の場を設け、調整及び検討を進めています。今後、新県立博物館が開館することで、三重の自然と歴史・文化に関する情報発信、地域支援機能が強化されます。このことを生かしながら、当該地域を文化交流ゾーンとして展開を検討し、取組を進めます。

③ 文化的象徴として、県民が愛着をもてる施設づくり

県産材（木材）については、建築設計において、内装材で県産材の利用に努めたほか、外部のウッドデッキについても県産材指定としました。

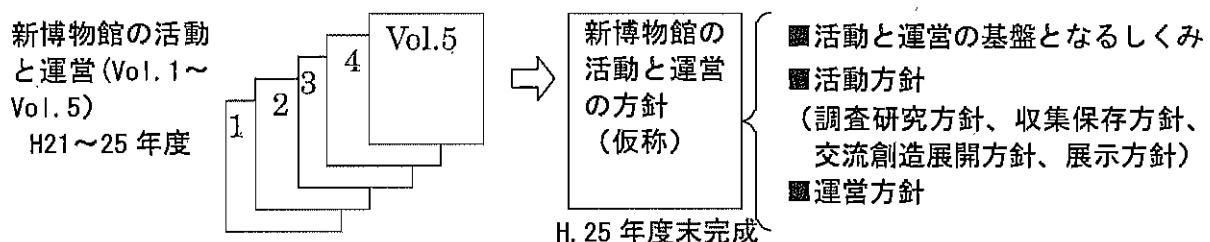
今後、展示設計、机などの什器類など、県産材の利用を出来る限り行っていきます。また、県産材の利用にあたっては、木材に限らず石材や伝統工芸品などの県産品を効果的に用いることで、県民のための施設にふさわしく、県民が愛着をもてる施設づくりを進めます。

## (別紙)

### 「新博物館の活動と運営の方針(仮称)」のとりまとめについて

開館後の活動や運営の基本的な内容については、事業実施方針において、運営方針をはじめ各活動方針としてとりまとめることとしています。これに基づき、今後順次検討し、その結果を「新博物館の活動と運営」として、平成21年度(Vol.1)から25年度(Vol.5)まで年度ごとにとりまとめ、県民の皆さんとの意見交換を進めていくこととしています。さらに、平成25年度末には「新博物館の活動と運営(Vol.1~Vol.5)」をもとに、「新博物館の活動と運営の方針(仮称)」をまとめ、開館後の活動と運営に関する基本方針とします。この方針の一部として、今年度、運営方針の検討を行っているものです。

「新博物館の活動と運営の方針(仮称)」の主な構成は、下記のとおり予定しています。このうち、平成22年度は、「第1章 活動と運営の基盤となるしくみ」及び「第3章 運営方針」について検討案をとりまとめます。



### 「新博物館の活動と運営の方針(仮称)」の主な構成

※最終的に、平成25年度末をめどに作成

#### 第1章 活動と運営の基盤となるしくみ

※平成22年度に検討案、22年度～24年度に検討、概成

#### 第2章 活動方針 ※平成23年度に検討案、23年度～24年度に検討、概成

(1) 基本的な考え方

(2) 調査研究活動

※●調査研究方針

- ・調査研究の種類
- ・調査研究の体制
- ・調査研究計画と実施、評価

(3) 収集保存活動

※●収集保存方針

(4) 活用発信活動

※●交流創造展開方針

- ・レファレンス、資料閲覧に関するここと（閲覧手続き、規則等）

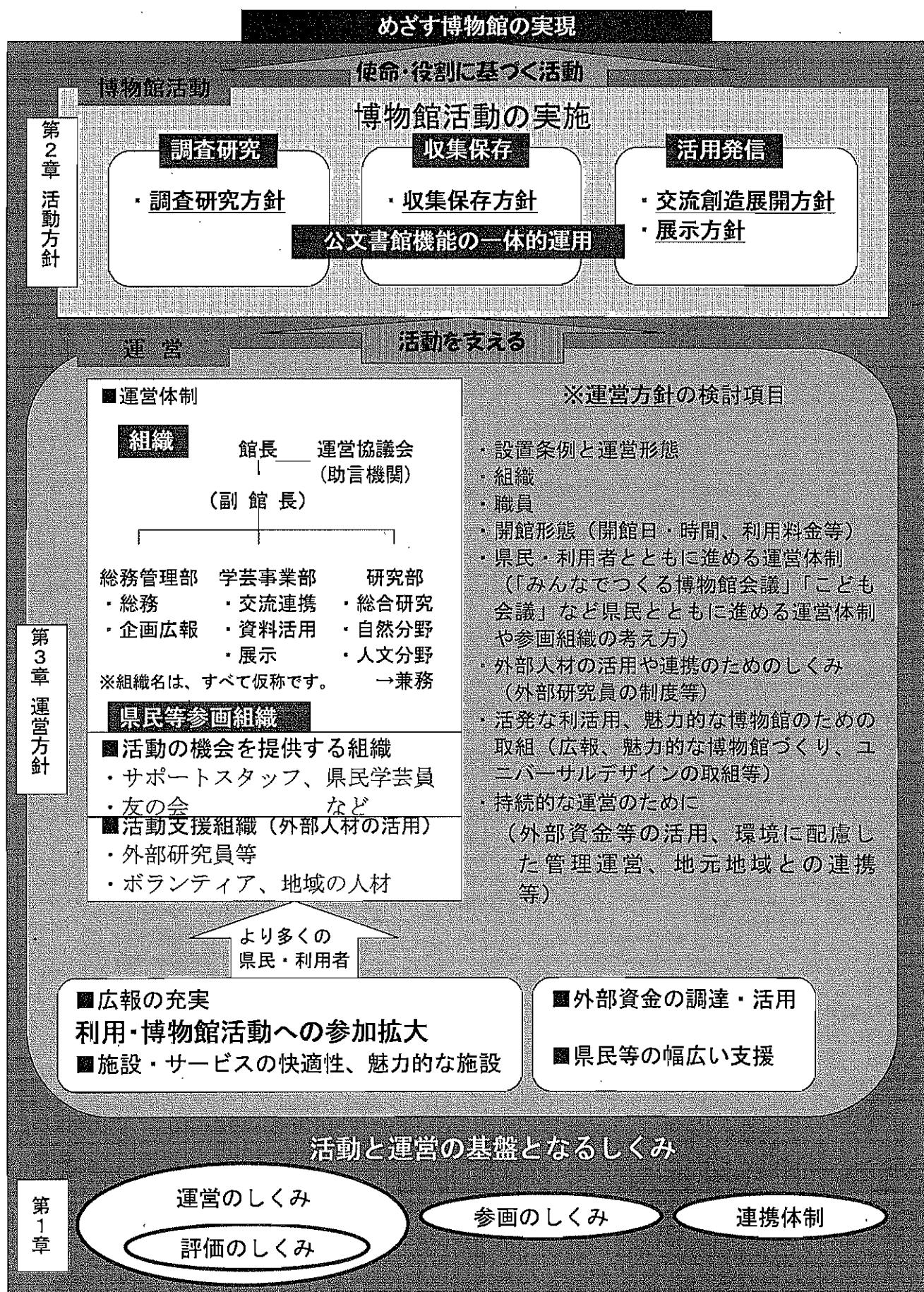
・学習プログラム計画

・県民活動室の運用方針

●展示方針

#### 第3章 運営方針 ※平成22年度に検討案、22年度～24年度に検討、概成

## 新博物館の活動と運営の方針(仮称)(概要)



## 6 人権が尊重される三重をつくる行動プランについて

### I 人権が尊重される三重をつくる行動プランの年次報告について

「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：平成19年度～22年度、以下「行動プラン」という。）は、「三重県人権施策基本方針」（平成18年3月第一次改定）を具体的に推進していくために策定したもので、この年次報告は行動プランの各人権施策の進捗管理と今後の方針性の検討などに活用するものとして取りまとめています。

#### 1 年次報告の主な構成

年次報告は、行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策（16施策）ごとに、次の項目により構成しています。

（1）データからみた状況、関係法令等の動き

（2）現状と課題

①国連・国・他の都道府県の状況

②三重県の状況（県の主な取組状況、多様な主体による取組状況：民間・市町の取組事例）

（3）今後の取組方向

#### 2 2010（平成22）年度版 年次報告の概要

##### （1）各施策体系における取組状況等

###### ① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

多様な主体と連携・協働して「人権が尊重されるまちづくり」を進めるため、まちづくりの手法などを紹介したテキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使いややすく改訂し、各市町に配布するとともに、県内4地域で研修会や参加型学習会を実施するなど、リーダー養成と住民啓発を進めました。

【課題】人権が尊重される社会の実現には、多様な主体による具体的な「人権のまちづくり」の取組が拡大し、かつ充実していくことが必要です。

###### ② 人権意識の高揚のための施策

人権センターにおいて、人権を身近に感じてもらうための参加型啓発を行うとともに、「差別をなくす強調月間」では、国・市町・人権擁護委員などと連携した啓発活動に取り組みました。また、「企業の社会的責任（CSR）」の普及の一環として、企業のCSRに関する取組の動向把握やガイドンスの策定に向けた情報収集・分析、企業内研修への支援、人権の視点でのCSRの啓発を行いました。

【課題】今後も、人権についての正しい知識や情報等を、様々な手段や機会を活用して県民に発信していくとともに、多様な主体との連携を進めていく必要があります。

###### ③ 人権擁護と救済のための施策

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談や、啓発活動を行っています。

また、市町においても人権擁護委員による「特設人権相談」などが実施されているほか、NPO・団体も、さまざまな相談窓口を開設しています。

県では、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「相談員スキルアップ研修」を開催し、資質の向上をはかりました。

【課題】さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するために、相談機関のネットワークのさらなる充実をはかる必要があります。

#### ④ 人権課題のための施策（10の人権課題）

上記の3つの施策分野をベースにして、同和問題、子ども、女性、障がい者などの個別の課題に対応する施策に取り組んでいます。

平成21年度の特徴的な取組としては、こども局において、平成22年度の「三重県こども条例（仮称）」制定に向け、子どもの意見や実態を把握するアンケート調査や地域別こども会議等を行いました。

また、インターネットによる人権侵害に対応するため、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、「ネットモニター・ボランティア養成講座」を開催し、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組み、モニタリング体制の整備をはかりました。

【課題】緊急な対応を要する今日的な課題に対しては、多様な主体と連携し、迅速で的確な対応を進めていくことが必要です。

#### （2）今後の主な取組方向（平成22年度以降）

- ① 研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」等を活用した研修会や参加型学習等が県内のできるだけ多くの地域で実施され、住民主体の人権学習の推進がはかられるよう、地域のニーズに合わせて支援を行っていきます。
- ② 地域や職場などにおける参加型学習への支援や、人権に関するポスター募集等の参画型の啓発活動に加え、三重県人権啓発活動ネットワーク協議会において、スポーツイベントを活用した親しみやすい人権啓発活動を進めます。
- ③ 「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材の活用の促進や開発、カリキュラムの研究、実践内容の共有を行うとともに、実習・演習型の研修など、より具体的な教職員研修を実施していきます。
- ④ 多様化・複雑化する相談内容に的確かつ迅速に対応できる体制づくりをめざして、国、県、市町の相談機関の連携強化や地域における相談ネットワークづくりの支援を進めるとともに、各種機関の相談員の資質や専門性の向上を目的とした研修を実施します。

### 3 今後の予定等

この年次報告を、三重県人権施策審議会（9月9日開催）へ報告しました。

今後、当該年次報告を県ホームページ等で公表し、人権が尊重されるまちづくりについて周知を行います。

## Ⅱ 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」素案について

### 1 策定の趣旨

県では「三重県人権施策基本方針（平成18年3月第一次改定）」の取組方向に沿って、平成19年3月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定し、人権施策の推進に取り組んできましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に第二次行動プランを策定します。

### 2 第一次行動プランの取組成果と課題

第一次行動プランでは、差別のない人権尊重社会の実現のため、多様な主体との連携・協働により人権施策を下記のとおり推進してきました。

#### (1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

- 研修テキストの作成や研修会への講師派遣等の支援を通じて、人権が尊重されるまちづくりの普及に取り組みました。県内全域への拡大が課題です。
- 企業の社会的責任（CSR）の啓発や企業の人権活動に関するガイドンス（検証基準）策定に向けた取組を行いました。引き続き支援が必要です。

#### (2) 人権意識の高揚のための施策

- 県人権センターを拠点として、人権メッセージの募集等、県民参加型の啓発活動を開催してきましたが、より効率的で効果的な実施が課題です。
- 「三重県人権教育基本方針（平成21年2月改定）」に基づき、「人権感覚あふれる学校づくり」に取り組んできました。学習教材開発や人材育成が課題です。

#### (3) 人権擁護と救済のための施策

- 相談ネットワークの拡充と相談員を対象としたスキルアップ研修の実施に取り組みました。各相談窓口との連携をさらに強化する必要があります。
- 虐待等の深刻な人権侵害の発生防止について、さらに充実をはかるとともに、人権侵害救済制度の早期確立に向けて国に働きかけを行う必要があります。

#### (4) 人権課題のための施策

- 同和問題や女性、子ども、障がい者、高齢者等の10の人権課題について、多様な主体と協働しながら、課題の解決に取り組みました。

### 3 第二次行動プラン「素案」の概要

第二次行動プランは、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の方針に基づき、第一次行動プランにおける成果と課題を踏まえて作成しました。

#### (1) 計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

#### (2) 第二次行動プランの構成

- 第1章 第二次行動プランの策定にあたって  
策定の経緯、県人権施策基本方針・行動プランの概要、  
第一次行動プランの取組の成果と課題 等
- 第2章 第二次行動プランの取組方向  
めざす姿と取組方向、基本的な視点、計画の推進と進捗管理

施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」の取組方向と重点的な取組  
施策分野2 「人権意識の高揚」の取組方向と重点的な取組  
施策分野3 「人権擁護と救済」の取組方向と重点的な取組

○ 第3章 「人権課題」のための施策

10 の人権施策（同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権侵害）の取組方向

(3) 第二次行動プランの主な施策の取組方向

① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

- 県民、企業、N P O等の団体などが人権の視点で活動するための取組を推進します。なお、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする住民組織等の現状に応じた研修機会の提供を支援します。
- 人権尊重の視点に立った企業取組が定着していくよう、ガイダンス（検証基準）等の客観的な自己評価手法を提供するとともに、企業間の交流促進をはかります。
- ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方の浸透をはかるため、子どもたちや施設整備を担う人を中心に、わかりやすく、身近に感じられるような啓発活動を実施します。

② 人権意識の高揚のための施策

- 人権啓発については、県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として認識し、自ら行動していくよう、参加型啓発や感性に訴える啓発事業等を展開します。また、効率的な啓発手法等を工夫して、効果的な人権啓発を実施します。
- 人権教育については、人権教育基本方針に基づいた学習内容の充実がはかられるようカリキュラム研究や教職員研修用プログラムの開発等の側面的支援を行います。また、地域において多様な主体が協働して、人権教育のための人づくりやネットワークづくりを進めていくための支援を行います。

③ 人権擁護と救済のための施策

- 人権相談窓口の利用に関する広報と、ネットワークの連携強化を図るとともに、相談員の資質の向上のための研修会の開催等の支援を行います。
- あらゆる虐待の未然防止に向けて、地域における早期発見・通報体制を確立するとともに、相談窓口と一時保護機関等関係機関との情報交換を密にし、連携体制を強化していきます。

④ 人権課題のための施策（10 の人権施策）

- 同和問題については、時代の変化に伴い発生する差別事象等への対応を含め、解決に向けた取組や教育・啓発活動を引き続き行うとともに、隣保館運営のための支援や各種人権相談窓口における相談機能の充実に努めます。
- 子どもが本来持っている「育つ力」を育み、支えていく地域づくりを進めるため、子どもの権利条約を基本的な考え方とする「こども条例（仮称）」を制定します。また、子どもの主体性を育む教育を推進していくとともに、児童虐待の防止や権利擁護について取組を進めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の是正をはかる啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりに取り組みます。女性のリーダー育成とともに政策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。また、DV等女性に対するあらゆる暴力から女性を守るため取組を強化していきます。

- 障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、障がいに関する正しい知識の普及・啓発を行います。また、地域社会で自立した生活をおくるための支援や環境づくりを進めるとともに、障がい者虐待の防止や権利擁護について取組を進めます。
- 高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう社会環境を整備するとともに、介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援を行います。また、高齢者虐待の防止や権利擁護について取組を進めます。
- 多文化共生社会の実現に向けて啓発・教育を推進するとともに、多言語による情報提供や相談窓口等、外国人住民への生活支援の充実に努めます。また、外国人児童生徒の就学の問題等に対して支援を行います。
- 患者本位の医療提供体制の整備に努めます。また、エイズ・H I V感染症、ハンセン病、難病等に関する正しい知識の普及・啓発とともに、患者等への生活支援や相談体制の取組を進めます。
- 犯罪被害者とその家族にかかる人権問題について幅広く啓発を行います。また、被害者等に対する権利や利益の保護、精神的なケアをはじめとした支援等、総合的な施策を推進します。
- インターネット上の差別的な書き込みや人権侵害への対応として、ネットモニタリング体制の整備に努めるとともに、地域における人材養成に取り組みます。また、ネットモラル教育やメディア・リテラシーに関する啓発を行い、インターネットを正しく活用するための環境づくりを進めます。
- 人権課題としては位置づけが難しい社会問題（貧困・社会的格差の問題等）についても、可能な限り県民への啓発等の機会を設けるとともに、状況把握等に努めていきます。

#### 4 三重県人権施策審議会での審議状況

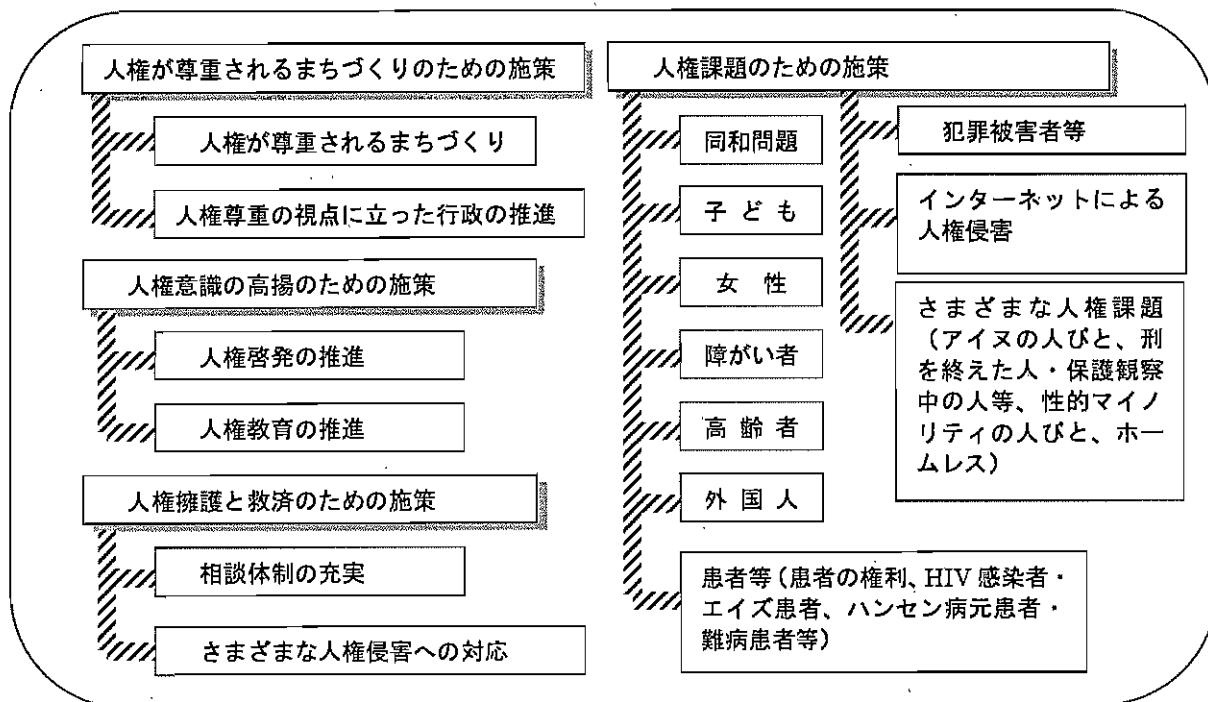
9月 第1回三重県人権施策審議会（第一次行動プラン年次報告及び第二次行動プラン素案の審議）

#### 5 今後の予定

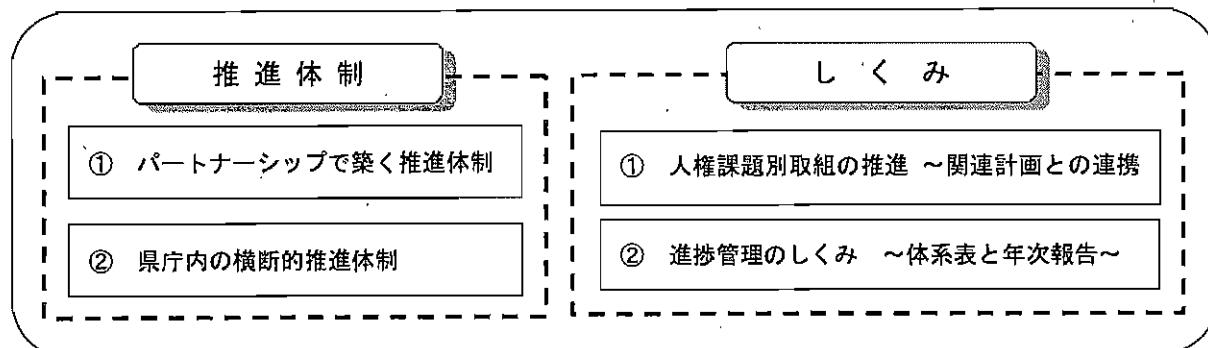
- |       |   |
|-------|---|
| 11月   | 第2回三重県人権施策審議会（中間案の審議）                       |
| 12月   | パブリックコメントの実施<br>第2回定例会11月会議（中間案の報告）         |
| 1月～3月 | 第3回三重県人権施策審議会（最終案の審議）<br>第1回定例会2月会議（最終案の報告） |

## <参考資料>

### 1. 人権施策基本方針（第一次改定）における「施策体系」



### 2. 人権が尊重される三重をつくる行動プランの「推進体制」と「しくみ」



※第二次行動プランでは、第一次行動プランにおける進捗管理のしくみに加えて、以下の取組を行い、人権施策の着実な推進を図ります。

#### ① 数値目標の設定

第三次戦略計画（仮称）の数値目標と同様に、「プラン全体」と総合的な取組を行っている3つの「施策分野」については、数値目標を掲げます。

#### ② 重点的な取組の設定

総合的な取組を行う施策分野「人権が尊重されるまちづくり」、「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」については、特に重点的な取組を掲げ、多様な主体と目標を共有し、取組を強化していきます。

## 7 三重県男女共同参画施策について

### I 三重県男女共同参画施策の年次報告について

三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）第12条「知事は、毎年1回、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」との規定に基づき、基本計画の各施策の進捗状況等について、年次報告として取りまとめています。

#### 1 年次報告の主な構成

年次報告は、県の自己評価と基本計画の基本施策ごとの事業実施概要等で構成しており、今年度は男女共同参画審議会による2年に一度の評価・提言も掲載しています。

- (1) 県の自己評価
- (2) 三重県男女共同参画審議会による評価
- (3) 2009年（平成21年）度事業実施概要
- (4) 資料（目標値、参考データなど）

#### 2 2010年（平成22年）版 年次報告の概要

##### (1) 施策の進展度（県政運営報告書）

基本計画における目標「男女共同参画社会の実現」（施策112）にかかる主指標（県・市町の審議会等における女性委員の登用率）は目標を達成できなかったものの、委員等への女性の登用率は前年度より上がり、副指標等も踏まえた目標達成状況も前年度より改善していることから、施策の進展度は「ある程度進んだ」としています。

##### (2) 主な事業の取組概要

- ① 今後の施策推進の基礎資料として県民意識調査を実施するとともに、市町の基本計画等策定支援を行いました。また、就業をはじめとする女性の社会参画を総合的に支援するため、「みえチャレンジプラザ」において相談、情報提供、専門機関の紹介等を行いました。
- ② 三重県男女共同参画センターによる情報発信、さまざまなテーマの講座開催などを通じて、男女共同参画の意識の普及や人材育成をはかりました。
- ③ 男女間格差の解消、女性の能力発揮や仕事と生活の調和などの実現に向けて企業に働きかけるとともに、男女がいきいきと働いている企業表彰や取組事例の紹介を行いました。また、農村・漁村女性アドバイザーの認定や研修の実施など農山漁村地域における男女共同参画を推進するための取組を行いました。
- ④ ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者などの相談・保護・自立支援等を行うとともに、若年層で広がっている交際中の男女間の暴力（デートDV）について、啓発活動を行いました。

### (3) 課題

- ① 県における第2次基本計画の策定と、市町における基本計画等の策定に向けた支援を引き続き行うとともに、雇用情勢悪化により厳しさを増している女性の就業について、相談・支援の充実を図っていく必要があります。
- ② 市町との連携を進めるとともに、企業等への取組を推進することで県内全域への男女共同参画の意識の普及に取り組むことが必要です。
- ③ 企業での取組拡大にむけた表彰制度の見直しと、女性が経営や地域社会における方針決定の場への参画を促進するための環境づくりが必要です。
- ④ 潜在化しているDV被害者が相談できるよう啓発の強化をはかるとともに、若年層で広がっているデートDV防止啓発をより一層進める必要があります。

### (4) 今後の取組方向

- ① 県の施策の推進状況等を検証した上で第2次基本計画の策定や、市町の基本計画策定支援を引き続き行うとともに、女性のチャレンジ支援を国や市町と連携して一層充実していきます。
- ② 三重県男女共同参画センターにおいてさまざまな事業を実施するとともに、市町等と連携して、地域や企業における男女共同参画意識の普及をはかっていきます。
- ③ 企業における就労環境整備の取組のさらなる拡大をはかるため、新たに認証制度を創設するとともに、地域でリーダーとして取り組む人材の育成を行います。
- ④ 県DV防止及び被害者保護・支援基本計画に基づき取組を進めるとともに、DV、デートDV防止のため、県民への普及啓発をより一層進めます。

## 3 三重県男女共同参画審議会による評価について

三重県男女共同参画推進条例に基づき、三重県男女共同参画審議会による平成20年度～21年度を対象とした、男女共同参画施策の実施状況についての評価とそれにあわせて提言がありました。

### [主な提言]

- ① 県の全ての施策が男女共同参画の視点で推進されること
- ② 各市町の状況を把握し、県内全域で積極的な取組が行われるよう支援すること
- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進すること
- ④ 活力ある社会を創造していくため、今後より一層、あらゆる分野における女性の参画を促進すること

## 4 今後の予定

男女共同参画審議会による評価・提言に対する県の取組方針等について検討するとともに、第2次基本計画の策定に活用していきます。

## II 「第2次三重県男女共同参画基本計画」中間案について

### 1 趣旨

平成14年に現行の基本計画（平成19年に一部改訂）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に第2次基本計画を策定します。

### 2 これまでの取組成果と課題

現行基本計画策定後、男女共同参画意識の普及啓発、人材育成、市町への働きかけ、女性のチャレンジに対する支援などに取り組んできました。

#### (1) 主な取組成果

- 県の審議会等における女性委員の割合が、平成13年の26.9%から平成22年には32.4%に上昇しました。
- 社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合が、平成12年の12.7%から平成21年には16.4%に上昇しました。
- 男女共同参画推進のための条例が11市1町で制定され、基本計画が14市6町で策定されています。

#### (2) 主な課題

- 自治会長や企業の管理職の女性の割合が低いなど、政策・方針決定過程への男女共同参画が不十分な状況です。
- 男女の多様な生き方の選択や能力発揮の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。
- 採用、配置等雇用に係る男女の差別的取扱が禁止されていますが、実質的な格差が解消されるにはいたっておらず、均等な機会と待遇の確保を進める必要があります。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、男女が共に安心して働き続けることのできる職場環境の整備が必要です。
- ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者の約半数が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。引き続き、相談支援体制の周知や充実、被害者の自立への支援などを進めていく必要があります。

### 3 第2次基本計画「中間案」の概要

現行の基本計画における取組の成果と課題を踏まえつつ、国の動向、県民意識調査の結果、社会情勢の変化及び三重県男女共同参画審議会の意見なども考慮しながら、作成しました。

#### (1) 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

## (2) 第2次基本計画の構成

### ○ 第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の基本的な視点、これまでの取組と現状、  
計画の体系、計画の重点事項

### ○ 第2章 施策の方向

各基本施策の現状と課題、めざす姿、施策の方向等

### ○ 第3章 計画の推進

施策の方向と施策

## (3) 施策の方向等

### ① 重点事項

次の事項等を第2次基本計画の重点事項とし、取組を進めます。

- ア 「社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度」との目標をめざした取組の推進
- イ 男女共同参画に関する理解の促進。特に男性や子どもの理解促進
- ウ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進および企業等における男女共同参画の取組の促進
- エ 防災、地域づくり等の地域活動における男女共同参画の推進
- オ 暴力等を許さないという意識の普及啓発およびDVの被害者保護・支援体制の充実

### ② 施策の方向

#### ア 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県の審議会等委員への女性登用や女性職員の登用、職域の拡大を進めるとともに、企業、各種団体等で取組が進むよう、啓発や働きかけ、支援を行います。

#### イ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

広報紙、テレビ、インターネット等多様なメディアを活用し、男女共同参画意識の普及をはかります。また、一人ひとりが男女共同参画について理解し、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

#### ウ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

表彰制度や公共調達におけるインセンティブの付与等により、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が可能となるよう、企業等に対する啓発・支援を行います。

#### エ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

男女がその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるよう、家族経営協定の普及等、環境の整備を進めます。また、女性リーダー

一の育成や能力向上の機会を充実します。

オ 家庭・地域における男女共同参画の推進

多様な保育サービスの充実を支援するとともに、介護保険制度が円滑に運営されるよう支援します。また、防災や地域づくり等の地域活動において男女共同参画が促進されるよう努めます。

カ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

性差に応じた的確な医療を受けることができるよう、情報提供や環境づくりを進めます。また、ひとり親世帯や高齢者等に対し就業支援などの支援を行います。

キ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない意識の浸透をはかるため、意識啓発を行うとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、関係機関の連携をはかりながら、総合的な取組を進めます。

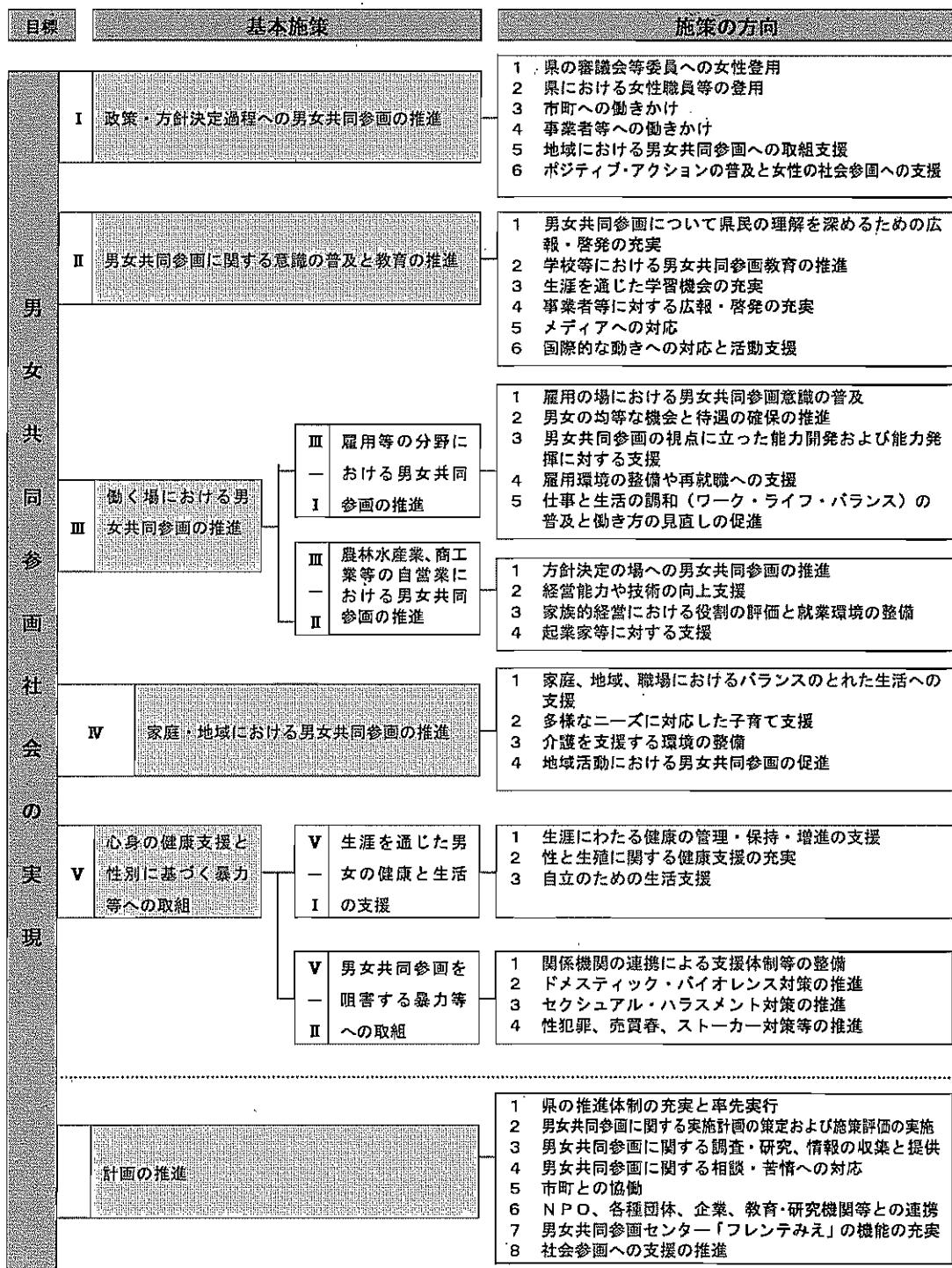
#### 4 三重県男女共同参画審議会での審議状況

5月	第1回全体会（第2次基本計画策定の諮問）
7月	3つの専門部会（施策実施について評価）
8月～9月	3つの専門部会（施策実施について評価、中間案たたき台の検討） 第2回全体会（施策実施の評価・提言のとりまとめ、中間案たたき台の検討）
	第3回全体会（中間案の検討）

#### 5 今後の予定

10月～12月	パブリックコメントの実施 県民の意見を聴く会（県内5か所） 三重県男女共同参画審議会（最終案の検討） 第2回定例会11月会議（最終案の報告）
1月～3月	三重県男女共同参画審議会（答申） 第1回定例会2月会議 （「第2次三重県男女共同参画基本計画」案上程）

## 計画の体系（中間案）



※ 現行計画では、Ⅲは「働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進」で、ⅢーⅢに「家庭・地域における男女共同参画の推進」があります。

第2次基本計画（中間案）では、「家庭・地域における男女共同参画の推進」を分離しⅣとしました。身近な生活の場である地域での男女共同参画の推進を重視するとともに、働く場とは施策の対象が異なることなどから、別の基本施策として位置づけました。

## 8 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」中間案について

### 1 趣旨

県では、外国人住民が平成元年以降一貫して増加している中で、多文化共生社会づくりをはじめ、国際貢献、国際交流の推進に向けた平成19年度から22年度までの本県の国際化施策の取組方向を明らかにするために、平成18年度に「三重県国際化推進指針」を策定しました。

現行の「指針」が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に指針を策定します。

### 2 これまでの取組成果と課題

#### （1）指針策定後の取組成果

- ① コミュニケーションとネットワークとをキーワードに、市町の取組を進めるため、「三重県市町多文化共生ワーキング」を発足し、「指さし会話集」や外国人の子どもの将来の自立に向けた支援のため、「キャリアガイド」等を市町と協働で作成しました。
- ② 多様化する外国人住民の日本語習得ニーズに対応するため、地域の日本語教室等で活動するボランティアの専門性の向上や、病気・災害時に外国人住民を支援する通訳ボランティアなどの人材育成にNPO等と協働で取り組みました。
- ③ こうした取組により市町を中心とする多様な主体の連携や経済団体等との共通認識もできはじめており、多様な主体が多文化共生社会づくりに取り組むための環境整備が着実に進みつつあります。
- ④ 国際貢献、国際交流については、学校・企業等と連携し、姉妹提携先等から海外技術研修員として日本語教師を受け入れ、日本語指導能力の向上をはかりました。また、国際交流員の学校訪問などの活動を通じて、県民一人ひとりが国際貢献・交流活動に取り組みやすい環境づくりや人材育成を行いました。

#### （2）課題

- ① ボランティアの育成等により日本語の学習機会の提供を支援してきましたが、言語の習得には時間がかかることから、外国人住民と日本人住民のコミュニケーションの手段として、やさしい日本語の普及を進める必要があります。
- ② 指針策定時の平成18年度と比べ、永住者の数、学齢期の子どもの数が大きく増加しており、定住化の傾向が見られることから、教育をはじめとした生活課題への取組を充実していく必要があります。
- ③ 平成20年後半からの経済情勢の悪化に伴い、不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇、雇い止めが増加しました。職を失うことにより住居、教育、医療等様々な分野での問題が顕在化しました。

- ④ 国際貢献、国際交流においても、県民、N P O等の民間団体の取組が進展していますが、経済環境の変化に対応できるよう、これまでに培った資源やネットワークを有効に活用した国際貢献への取組や外国人住民との交流も必要とされています。

### 3 第一次改訂中間案の概要

現行指針の体系を維持しつつ、これまでの取組成果と課題を踏まえ、以下のとおり新たな視点の取組を盛り込み、改訂を行います。

#### (1) 計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

#### (2) 第一次改訂の構成

##### ○第1章 多文化共生社会づくりの推進

目指すべき多文化共生社会の意義、多文化共生施策の基本的な考え方、多文化共生に向けた施策の方向性

##### ○第2章 国際貢献の推進

国際貢献推進の意義、国際貢献施策の基本的な考え方、国際貢献施策の方向性

##### ○第3章 国際交流の推進

国際交流推進の意義、国際交流施策の基本的な考え方、国際交流施策の方向性

##### ○第4章 推進体制

県の役割、各主体に期待される役割、連携強化

#### (3) 施策の方向等

##### ① 多文化共生社会づくりの推進

- 外国人住民と日本人住民の相互理解、外国人住民のよりスムーズな日本社会への適応を進めるため、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及
- 就労に結びつく資格や技術取得など、学習者の多様化なニーズに対応するための日本語支援ボランティアのスキルアップ
- 小中高と連携した体系的な日本語指導、不就学等の問題解消に向けた取組の推進、地域と連携した多文化共生社会の拠点となる学校づくりの推進等、定住化の進展に伴う、外国人児童生徒等の教育課題への総合的な取組
- 平成20年に策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及
- 外国人向け職業訓練プログラムの実施等の就労支援の充実

##### ② 国際貢献の推進

- みえ国際協力大使を活用した国際協力活動の普及・啓発

- 退職者等高度な技術を持つ人材のシニア海外ボランティアへの参加推進

### ③ 国際交流の推進

- 外国人住民との交流機会の提供による身近な国際交流の拡大
- 学校での国際理解の推進及び国際交流活動の充実

## 4 三重県国際化推進指針策定委員会での検討状況

- 6月 第1回三重県国際化推進指針策定委員会（現行指針に対する意見聴取）  
9月 第2回三重県国際化推進指針策定委員会（中間案検討）

## 5 今後の予定

- 10月～12月 パブリックコメントの実施  
第3回三重県国際化推進指針策定委員会  
(パブリックコメントを踏まえた検討)  
1月～3月 第4回三重県国際化推進指針策定委員会（最終案検討）  
第1回定例会2月会議（最終案の報告）

## 三重県国際化推進指針の体系

### 第1章 多文化共生社会づくりの推進

#### (1) コミュニケーション施策の推進

- ①地域における情報の多言語化
- ②日本語及び日本社会に関する学習支援

#### (2) 生活支援

- ①居住 ②教育 ③労働環境
- ④医療、保健、福祉等 ⑤防災 ⑥留学生支援

#### (3) 多文化共生の地域づくり

- ①地域社会に対する意識啓発
- ②外国人住民の社会参画

### 第2章 国際貢献の推進

#### (1) 本県の特性を生かした国際貢献

#### (2) 国際貢献への理解促進

### 第3章 国際交流の推進

#### (1) 県民主体の多様な国際交流活動の支援

#### (2) 地域の国際化及び人材育成

### 第4章 推進体制

市町を中心に多様な主体との連携協働による取組の推進



## 9 大学設置費等補助金に係る財産処分の承認について

### 1 補助金に係る財産処分の承認申請の必要性

平成21年1月に、学校法人皇學館は、名張市にある社会福祉学部の平成23年3月での撤退と伊勢学舎への統合を決定しました。学校法人皇學館は、名張学舎の撤退に伴い、その施設等を平成23年4月1日付けで名張市に無償譲渡し、名張市では、その譲受財産を学校法人近畿大学に無償譲渡し、近畿大学工業高等専門学校の施設として高等教育に使用することとしています。

県は、皇學館大学社会福祉学部の設置時に、設置に要する経費について、学校法人皇學館に補助金を交付（参考1）していますので、学校法人皇學館が、補助金を受けて取得した校舎等の補助対象財産を譲渡する等の処分を行う場合には、三重県補助金等交付規則第20条第1項（参考2）の規定に基づいて財産処分の承認申請を行い、知事の承認を得ることが必要となります。

### 2 大学設置費等補助金に係る財産処分承認基準の策定

県では、文部科学省をはじめとする各省庁や他県の財産処分承認基準を参考にしながら、補助目的の継続性や補助対象財産の有効活用の観点などを踏まえ、「大学設置費等補助金に係る財産処分の承認基準」（参考3）を策定しています。

### 3 財産処分承認基準に基づく審査

学校法人皇學館から、平成22年9月22日付け「皇學館大学社会福祉学部設置費補助金により取得した校舎等に係る財産処分の承認申請書」が提出されました。

今回、承認申請のあった財産処分の内容は、県の補助金を受けて取得した校舎等の名張市への無償譲渡とその校舎等の改修です。名張市では、譲り受けた校舎等を学校法人近畿大学に無償譲渡し、近畿大学工業高等専門学校の施設として高等教育に使用することとしています。

現在、「大学設置費等補助金に係る財産処分の承認基準」に基づき、申請内容の審査をしているところです。

<参考1> 学校法人皇學館に対する県補助額	平成8年度	1億4,520万円
	平成9年度	5億1,020万円
	計	6億5,540万円

**大学設置費等補助金の補助対象経費**

校舎等の建築費、外構工事費、備品購入費等

**<参考2>三重県補助金等交付規則第20条第1項**

(財産の処分制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第一項第五号の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で知事が指定するもの

三 その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事が指定する財産

**<参考3>「大学設置費等補助金に係る財産処分の承認基準」(抜粋)**

**第3 承認基準の考え方**

1 承認に当たっての基本的な考え方

財産処分の承認に当たっては、上記第2の承認申請書等に記載のある補助対象財産の処分の内容等を勘案して判断するものとする。

2 県費の納付に関する条件

財産処分の承認を行う場合に、県費の納付に関する条件を付するかどうかの判断は、次により行うものとする。

(1) 条件を付して承認する場合

下記(2)に掲げる以外の財産処分については、補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(2) 条件を付さずに承認できる場合

補助事業者等が行う次の財産処分については、県費の納付に関する条件を付さずに承認することができる。ただし、承認申請書等における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

① 補助対象財産の災害等による取壊し等の場合

② 経過年数(補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。)が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次のいずれかの場合に該当するもの

ア 補助対象財産を教育の振興その他知事が認める事業に使用するために転用、無償譲渡、無償貸付又は交換を行う場合

イ 補助対象財産に対し、教育の振興その他知事が認める事業に使用するために整備を行う場合(建て替えの場合等)

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、特に知事が認めるもの

## 10 審議会等の審議状況について

(平成22年6月7日～平成22年9月14日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成22年8月11日
3 委員	会長 宗村 南男 副会長 梅村 光久 委員 衣斐 信行 他9名
4 質問事項	中学校の収容定員に係る学則定員変更認可について 他10件
5 調査審議結果	11件の質問事項に対して答申されました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成22年6月18日、7月16日、30日、 8月17日、20日、9月10日
3 委員	会長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委員 丸山 康人 他4名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て8事案について審議が行われ、うち4事案で答申されました。
6 備考	次回開催日：平成22年9月17日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成22年7月1日、7月30日、8月24日
3 委員	会長 浅尾 光弘 会長職務代理 寺川 史朗 委員 安田 千代 他2名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て6事案について審議が行われ、うち5事案で答申されました。
6 備考	次回開催日：平成22年9月28日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月1回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成22年7月7日
3 委員	会長 石原 義剛 副会長 蓮尾 直美 委員 秋山 洋子 他 9名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	会長、副会長の選任及び平成22年度の事業進捗状況について意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：平成23年2月頃 今後の予定：年度2回開催予定

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	平成22年7月8日
3 委員	会長 野呂 昭彦 委員 伊藤 智 他16名
4 質問事項	平成22年度三重県交通安全実施計画案の審議
5 調査審議結果	平成22年度三重県交通安全実施計画案について審議が行われ、原案通り承認されました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	部会：平成22年7月28日
3 委員	会長 鈴木 真由子 副会長 松田 直俊 委員 上井 長十 他8名 (消費者教育研究部会) 部会長 小田 奈緒美 他4名
4 質問事項	三重県における消費者行政の充実について
5 調査審議結果	部会において、若年層への消費者啓発についてのワークブック作成について具体的な内容の検討が行われました。
6 備考	次回開催日：部会：平成22年9月16日 審議会：平成23年10月頃（予定） 今後の予定：部会においてはワークブックを作成します。審議会においては、「三重県消費者施策基本指針」を審議します。

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成22年9月9日
3 委 員	会長 坪井 俊輔 会長代理 川口 節子 同 松井 真理子 委員 荒木田 豊 他16名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」年次報告、及び第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランの策定について説明し、意見交換が行われました。
6 備 考	次回開催日：平成22年11月16日（予定） 今後の予定：第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「中間案」について意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	全体会 平成22年8月16日、9月14日 第1専門部会 平成22年7月2日、7月5日、7月6日、8月3日、9月6日 第2専門部会 平成22年7月13日、7月22日、8月6日、8月31日 第3専門部会 平成22年7月8日、7月21日、7月22日、8月5日、8月26日
3 委 員	会長 佐伯 富樹 副会長 川口 節子 委員 伊藤 登代子 他17名 (第1専門部会) 部会長 伊藤 ふじ子 他6名 (第2専門部会) 部会長 前山 都子 他6名 (第3専門部会) 部会長 川口 節子 他5名
4 質問事項	第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について
5 調査審議結果	平成20年度及び平成21年度施策に対する評価のとりまとめと評価・提言書の作成を行い、8月25日に知事報告が行われました。また、第2次三重県男女共同参画基本計画の策定にかかる審議が行われました。
6 備 考	次回開催日：平成22年11月（予定） 今後の予定：第2次三重県男女共同参画基本計画の策定に向けた審議を行います。